

関係法	施設種別・実務内容	具体的な職種
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神科病院	精神科ソーシャルワーカー 医療ソーシャルワーカー 精神保健福祉士
	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 社会福祉士 精神科ソーシャルワーカー 精神保健福祉士 心理判定員
医療法	病院 （精神病床を有するものまたは精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る）	精神科ソーシャルワーカー 医療ソーシャルワーカー 精神保健福祉士
	診療所 （精神病床を有するものまたは精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る）	
地域保健法	保健所	精神保健福祉士 精神保健福祉相談員 社会福祉士 精神科ソーシャルワーカー 心理判定員
	市町村保健センター	
地方自治法	市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神科ソーシャルワーカー 心理判定員
	区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	
	町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	
法務省設置法	保護観察所	社会復帰調整官 保護観察官
更生保護事業法	更生保護施設	補導に当たる職員 福祉職員 薬物専門職員 訪問支援職員 補導主任 補導員

(2) 障害関係施設

関係法	施設種別・実務内容	具体的な職種	
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業 (注2)	生活介護を行う施設	生活支援員（注1） サービス管理責任者
		自立訓練を行う施設	
		就労移行支援を行う施設	職業指導員 生活支援員（注1） 就労支援員 サービス管理責任者
		就労継続支援を行う施設	職業指導員 生活支援員（注1） サービス管理責任者
		就労定着支援を行う施設	就労定着支援員 サービス管理責任者 相談援助業務に従事する職員
		自立生活援助を行う施設	地域生活支援員 サービス管理責任者 相談援助業務に従事する職員
		短期入所を行う施設	生活支援員 サービス管理責任者 相談援助業務に従事する職員
		重度障害者等包括支援を行う施設	
	共同生活援助を行う施設		
	地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務に従事する職員
		障害者相談支援事業を行っている施設	
		障害児等療育支援事業を行っている施設	
	一般相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む)	相談支援専門員	
	特定相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む)	相談支援専門員 相談支援員	
	障害者支援施設	生活支援員（注1） 就労支援員 サービス管理責任者	
	地域活動支援センター	指導員（注1） 精神保健福祉士	
	福祉ホーム	管理人	
基幹相談支援センター	相談支援専門員 精神保健福祉士 相談援助業務に従事する職員		

(3) 児童施設

関係法	施設種別・実務内容	具体的な職種	
児童福祉法	乳児院	個別対応職員 家庭支援専門相談員 心理療法担当職員 児童指導員 保育士 里親支援専門相談員	
	児童養護施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 心理療法担当職員 職業指導員 自立支援担当職員 里親支援専門相談員	
	福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)	児童指導員 保育士 児童発達支援管理責任者 職業指導員 心理担当職員	
	児童心理治療施設(旧:情緒障害児短期治療施設)	心理療法担当職員 児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 自立支援担当職員	
	障害児通所支援事業を行う施設(注2) (医療型児童発達支援を除く) (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	相談援助業務に従事する職員
	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員 相談支援員	
	児童自立生活援助事業を行う施設	相談援助業務を行う指導員 自立支援担当職員 個別対応職員	
	児童相談所	児童福祉司 児童心理司 受付相談員 相談員 電話相談員 心理療法担当職員 児童指導員 保育士	
	母子生活支援施設	母子支援員 少年を指導する職員 心理療法担当職員 個別対応職員 保育士 自立支援担当職員	
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 心理療法担当職員 職業指導員 自立支援担当職員	
	児童家庭支援センター	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」 第88条の3第1項に規定する職員	
	里親支援センター	里親制度等普及促進担当者 里親等支援員 里親研修等担当者 市町村連携支援員 養親等相談支援員 自立支援担当職員 家庭支援専門相談員 心理療法担当職員	
	社会的養護自立支援拠点事業を行う施設	支援コーディネーター 生活相談支援員 就労相談支援員	
	妊産婦等生活援助事業を行う施設	支援コーディネーター 母子支援員	
	一時保護施設	児童指導員 保育士 心理療法担当職員 個別対応職員	
	養育支援訪問事業を行っている事業所	訪問支援者	
	親子再統合支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員	

(4) その他の法定施設等

関係法	施設種別・実務内容	具体的な職種
生活保護法	救護施設	生活指導員
	更生施設	
	被保護者就労支援事業を行う事業所	就労支援員
	被保護者就労準備支援事業を行う事業所	就労支援員 被保護者就労準備支援担当者 家計改善支援員 相談支援に従事する者 居住支援員
	被保護者家計改善支援事業を行う事業所	
	子どもの進路選択支援事業を行う事業所	
	被保護者地域居住支援事業を行う事業所	就労支援員
	就労支援事業を行う事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	
日常生活支援住居施設	生活支援員 生活支援提供責任者	
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員 身体障害者福祉司 知的障害者福祉司 老人福祉指導主事 現業員 家庭児童福祉主事 家庭相談員 面接員に相当する職員 女性相談支援員(旧:婦人相談員) 母子・父子自立支援員 母子・父子自立支援プログラム策定員 就業支援専門員 被保護者就労支援事業に従事する就労支援員 就労支援事業に従事する就労支援員
	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員
	市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員 相談援助業務に従事する職員(主として、身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る)
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー 職場適応援助者
	障害者就業・生活支援センター	主任職場定着支援担当者 主任就業支援担当者 就業支援担当者 生活支援担当職員
介護保険法	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員
発達障害者支援法	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭等就業・自立支援センター事業 一般市等就業・自立支援事業を行う施設	相談員
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性相談支援センター(旧:婦人相談所)	相談支援員 心理判定員 女性相談支援員(旧:婦人相談員)
	女性自立支援施設(旧:婦人保護施設)	入所者の自立支援を行う職員(入所者を指導する職員)
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所	主任相談支援員 相談支援員 就労支援員 就労準備支援担当者 家計改善支援員
職業安定法	公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター 障害学生等雇用サポーター
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	民間あっせん機関	養子縁組あっせん責任者 相談員
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員

関係法	施設種別・実務内容	具体的な職種
刑事収容施設法	刑事施設	刑務官 法務教官 法務技官（心理） 福祉専門官
少年院法	少年院	法務教官 法務技官（心理） 福祉専門官
少年鑑別所法	少年鑑別所	法務教官 法務技官（心理）

（５）改正前の法律

施設種類	具体的な職種
精神障害者地域生活援助事業を行う施設	世話人
精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員 管理人
児童デイサービス（障害福祉サービス事業）	相談援助業務に従事する職員
知的障害児施設 知的障害児通園施設	児童指導員 保育士
共同生活介護を行う施設	相談援助業務に従事していた職員
知的障害者援護施設	生活支援員

（６）指定施設に準ずる施設として、厚生労働大臣が定める施設

施設種類	具体的な職種
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行う施設	相談援助業務に従事する職員（医師、保健師、 看護師、作業療法士、その他医療法に規定する 病院として必要な職員を除く）
第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修または訪問型職場 適応援助者養成研修を修了した職員であって、 職場適応援助を行っている者
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員 であって、職場適応援助を行っている者
スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設	スクールソーシャルワーカー
ホームレス自立支援事業を行う施設	生活相談指導員
地域若者サポートステーション	相談援助業務に従事する職員
就業支援事業を行う施設〔ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱に基づく事業〕	就業相談業務を行う相談員
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
地域生活定着支援センター	相談援助業務に従事する職員
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員

（注１）介護等の業務を行う生活支援員（生活指導員）、指導員としての実務経験は除く。

（注２）当該施設については、施設種類が複数あるため、施設種類を特定する必要があります。実務経験証明書に記入する際は、施設種類を最小区分の項目まで記入してください。